

外国人労働者受け入れのために¹

～治安問題の視座から～

大阪大学 野村茂治研究会

菅ゆかり 寺園千花 高洋 的場千明 池上真利子
井田周子 谷口真衣 金城美花 榊谷沙貴

2007年12月

¹本稿は、2007年12月1日、2日に開催される、ISFJ日本政策学生会議「政策フォーラム2007」のために作成したものである。本稿の作成にあたっては、野村茂治教授（大阪大学）をはじめ、多くの方々から有益且つ熱心なコメントを頂戴した。ここに記して感謝の意を表したい。しかしながら、本稿にあり得る誤り、主張の一切の責任はいうまでもなく筆者たち個人に帰するものである。

要約

日本は、中長期的な少子高齢化を迎えた。総人口減少に伴って、15歳から64歳までの生産年齢人口も減少することになる。社会を担う中核である生産年齢人口の減少は、社会の活力の維持や労働力の確保という点で、障害となるおそれがある。そこで、今後の経済活動を維持・発展させるための、新たな労働力が必要である。昨今言われている、女性、高齢者、若年層の活用は長期的な、労働力不足の解決にはならない。では、外国人労働力はどうか。

現在日本には多くの外国人労働者がおり、日本の多岐にわたる産業分野を支えている。特に単純労働が必要とされる分野における活躍は目覚ましい。しかし、現在政府は、外国人高度人材は積極的に受け入れるが、単純労働者については、受け入れを躊躇する姿勢を見せている。これには外国人による治安悪化への懸念が背景にあるようだ。外国人による治安悪化を防ぐことで、外国人労働者に関して、高度人材と単純労働者両方の受け入れにつなげたい。

そこで、懸念されている来日外国人犯罪について現状を見る。まず、日本における刑法犯罪について概観した後、日本人と来日外国人の犯罪について比較することで、相対的に来日外国人を捉えたい。野村ゼミが独自に来日外国人数を算出し、来日外国人10万人当たりの検挙件数、検挙人員を日本人のものと比較した。その後、来日外国人に関しては、その罪種別特徴、被疑者の国籍、在留資格などから分類を試み、そこから示される特徴から、今後来日外国人犯罪に対してどのように対処していくべきか考察する。

さらに、外国人集住都市と非外国人集住都市とに分類し、財政力指数、1人当たりのGDP、犯罪率という観点から、外国人比率によって生じるコストとベネフィットについて検証する。そこから、外国人による犯罪増加というコストと、外国人比率増大によってもたらされる財政力指数や1人当たりのGDPの増大というベネフィットを考察する。

また、外国人集住都市と非外国人集住都市とを比較し、外国人比率が犯罪率に影響をもたらすことを証明する。外国人集住都市の中でも、犯罪率に相違が現れており、何が外国人犯罪抑止に有益かを、検討する。

そこで各外国人集住都市のそれぞれの行政施策を調査し、犯罪率にどのような関係があるかを見た。結果、ビジョンとなる指針を定めているかということ、外国人が積極的に参加する施策が施行されているかということが関係あることが分かる。

以上の分析から、単純労働者の立場の保障と外国人集住都市の指針設定についてのガイドラインの制定を提案する。

目次

はじめに

第1章 問題意識

第1節（1. 1）外国人労働力が必要な理由

第2節（1. 2）現在の外国人受け入れ状況と課題

1. 外国人労働者の分類
2. 外国人労働者の現在の就労状況
3. 外国人労働者受け入れに関する現状

第3節（1. 3）外国人労働者受け入れの問題点

第4節（1. 4）海外の事例

第2章 来日外国人犯罪の現状

第1節（1. 1）日本の犯罪の現状

1. 犯罪に関する定義について
2. 日本における犯罪の現状

第2節（1. 2）来日外国人の現状

1. 来日外国人犯罪の現状
2. 考察と展望

第3章 外国人集住都市

第1節（1. 1）外国人集住都市と非集住都市

1. 外国人集住都市と非集住都市の一覧
2. 「外国人比率」と「犯罪率」の関連性
3. 「外国人比率」と「財政力指数」の関連性
4. 「外国人比率」と「1人あたりGDP」の関連性

第2節（1. 2）外国人集住都市

第3節（1. 3）行政施策

第4章 政策提言

第1節（1. 1）分析①より 単純労働者について

第2節（1. 2）分析②より 多文化共生について

はじめに

日本は、少子高齢化に伴い、2005 年をピークに中長期的な人口減少期を迎えた。総人口減少に伴って、15 歳から 64 歳までの生産年齢人口も減少することは明らかである。社会を担う中核である生産年齢人口の減少は、社会の活力の維持や労働力の確保という点で、障害となるおそれがある。そこで、今後経済活動を維持・発展させるために必要となる労働力を如何に確保するかが重要な課題となっている。

新たな労働力の候補としては、女性、高齢者、外国人等が考えられる。本稿ではこれらの中から、特に外国人の労働力に注目した。外国人の労働力は、少子高齢化が進む日本の社会において、積極的に受け入れるべきものであると思われるが、日本政府の立場として、外国人労働者の受け入れに関して慎重な面も見受けられる。それは何故なのか。

平成 16 年に法務省が行った「外国人労働者受け入れに関する世論調査」では、外国人労働者を受け入れない理由として、「治安が悪化するおそれがある」を選んだ者が 74.1%と最も多かった。また、平成 18 年に内閣府が実施した「治安に関する世論調査」では、ここ 10 年間で日本の治安が悪化したと選ぶ者が 84%を占め、その理由を「来日外国人による犯罪が増えたから」とする者が 55.1%と最も多かった。この治安悪化に関する懸念が、外国人労働者受け入れを抑制しているものと考えられる。そこで本稿では、外国人犯罪について分析し、外国人による治安悪化の問題を解決する方法を提言する。この問題の解決をもって、将来の外国人労働者を受け入れられるようになるだろう。

第1章 問題意識

第1章では、少子高齢化社会に突入し、外国人労働力が必要になる中で、どのような問題があるのかを述べる。第1節では、日本の少子高齢化の現状について見た上で、外国人労働者を受け入れることの重要性を述べる。第2節では、現在の外国人労働者の受け入れ状況について触れる。第3節では、今後外国人労働力を受け入れていくにあたって解決すべき問題について明らかにする。

第1節 (1. 1)外国人労働力の必要性

日本は、少子高齢化に伴い、2005年をピークに中長期的な人口減少期を迎えた。日本の総人口は2004年をピークに減少傾向にあり、2005年から2055年の間に約2700万人の減少が推測される。日本の生産年齢人口にいたっては、1996年から減少が見られ、2005年から2055年の間に約3000万人から4000万人の減少が推測される。図1-1は年齢階級別の日本の総人口の推移と将来予測である。社会を担う中核である生産年齢人口の減少は、社会の活力の維持や労働力の確保という点で、障害となるおそれがある。2005年の経済産業省「通商産業白書」において、2030年時点で現在の生産年齢人口の水準を維持するには、それまでに1800万人の外国人を受け入れる必要があると指摘している。これは無視できない問題である。

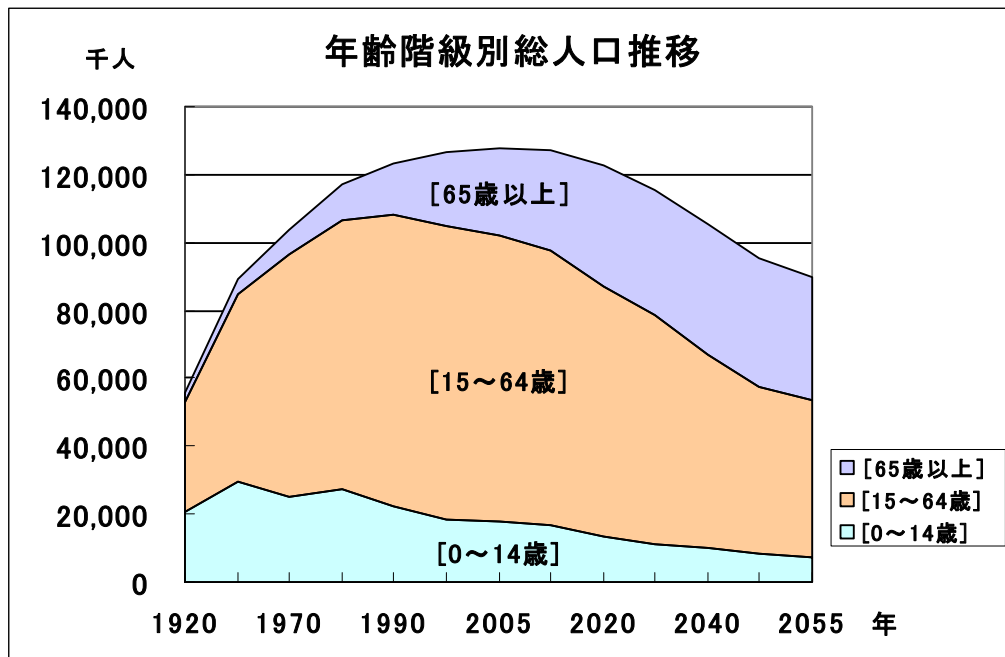


図 1-1 国立社会保障・人口問題研究所『人口統計資料集 2007年版』より作成

更に、実際どのような分野において労働力不足が推計されるのかを具体的に見てみたい。図 1-2 は 2004 年の数値を基準に、各職業の就業者数と 2015 年と 2030 年に推計される職業別就業者数の差を表したものである。

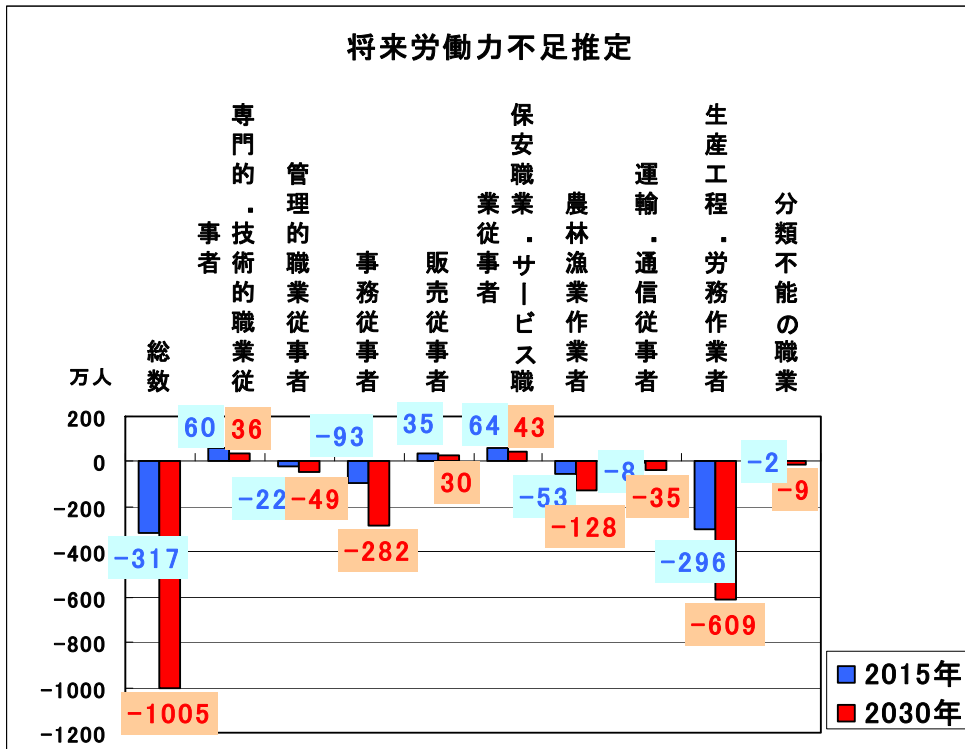


図 1-2 独立行政法人労働政策研究・研修機構
JILPT資料シリーズ「2005年度 労働力需給の推計」より作成¹

2004 年の労働力と比べると、2015 年には 317 万人、2030 年は 1005 万人もの労働力不足が推定される。職業別に見てみると、生産工程・労務作業従事者の労働力不足が最も深刻で、2015 年に 296 万人、2030 年には 609 万人もの労働力不足が予測される。また生産工程・労務作業従事者ほどにないにしろ、事務従事者、農林水産業従事者の不足も深刻である。いくつかの業種においては不足ではなく更に増えることが推測されるが、やはり総数にすると労働力の不足は避けて通れないものと思われる。

このような労働力不足という現状への根本対応策として、女性や高齢者の社会参加促進、若年労働者の活用等が挙げられる。では、ここで、もし女性、高齢者、若年層を活用した場合どうなるかを図 1-3 で見たい。

¹ 2004 年の数値を基準とする。

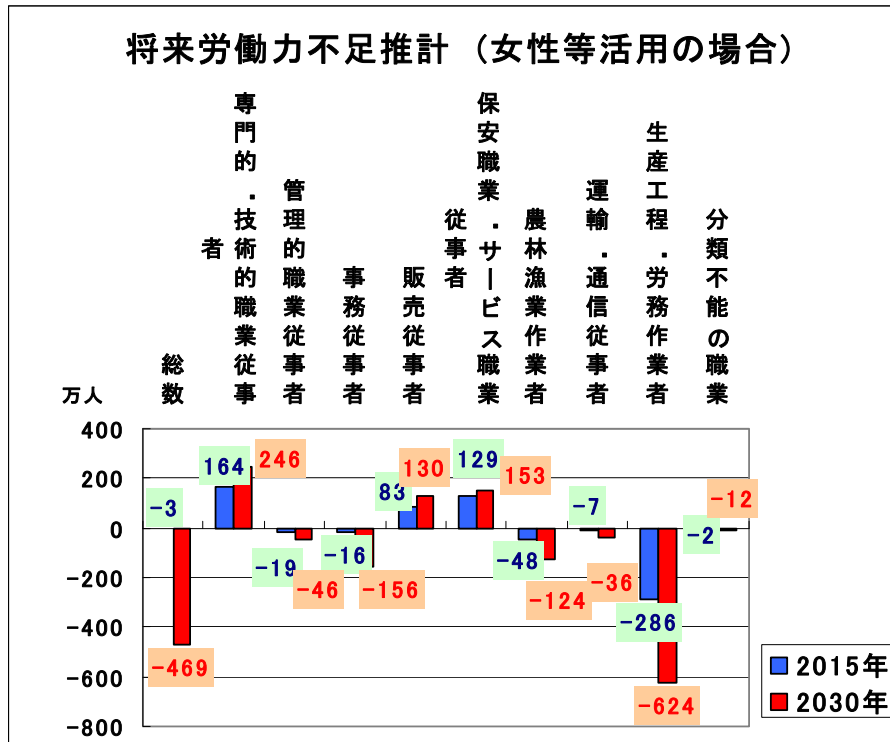


図 1-3 独立行政法人労働政策研究・研修機構 JILPT 資料シリーズ
「2005 年度 労働力需給の推計」より作成

この図は、図 1-2 と同じように 2004 年の労働力と 2015 年、2030 年の労働力の差を表したものであるが、図 1-3 は高齢者、女性、若年層が労働市場へ参加するようになることと仮定して出した推計である。全体的な不足数は市場への参加がないとした上記の推計に比べると低い、それでも全体で 2015 年に 3 万人、2030 年に 469 万人が不足すると推計される。この場合でも、もっとも不足が予想されるのが生産工程・労務作業で、2015 年に 286 万人、2030 年に 624 万人となっている。2030 年の不足数に関しては図 1-2 の市場参加がないとした場合よりも大きくなっている。後ろに事務従事者、農林漁業作業者と続くのは同じである。注目すべきは、専門的・技術的従事者、販売従事者、保安・サービス職業においては 2015 年から 2030 年の間に従事者の数が増えることが推計されることである。そのような分野において従事者数が増えるということは、他の分野において労働力不足が更に深刻になることが意味する。そのことは、総数においては市場参加がない場合と参加がある場合の差が大きいにも関わらず、労働力不足が予想される上位 3 分野（生産工程・労務作業、事務従事者、農林漁業作業）の不足数はほぼ変わらないことを表している。

以上のことから、我々は、労働力不足への対応策として女性、高齢者、若年層を活用することは、長期的に見て真の解決策にならないと判断し、残りの選択肢である、外国人労働者の活用に注目した。

第2節 (1. 2)現在の外国人受け入れ状況と課題

1. 外国人労働者の分類

外国人労働者活用を考えるにあたり、まず外国人労働者の分類をしたい。まず、外国人労働力として大きく2つに分類でき、一つが「高度人材」であり、もう一つが「単純労働者」である。

前者の「高度人材」とは、在留資格に定められた範囲で就労可能な者のことで、在留資格として16種類に分類され、いずれも専門的・技術的と言われる分野の活動に従事している。彼らについては、日本政府は積極的に受け入れる、との立場をとっている。

「高度人材」分類 18万465人 (平成17年末現在)

{ 「外交」「公用」「教授」「芸術」「宗教」「報道」「投資・経営」「法律・会計業務」「医療」「研究」「教育」「技術」「人文知識・国際業務」「企業内移転」「興行」「技能」、以上の在留資格を有する者

後者の「単純労働者」については、政府は受け入れない方針をとっており、「高度人材」以外の外国人労働者、本来は就労を目的として在留しているわけではない外国人を指し、具体的には外国人の中で以下のカテゴリーに属する者である。

「単純労働者」分類 約60万人

- {
- ① 「特定活動」の在留資格を有する者（企業での技能実習、ワーキングホリデー等、法務大臣の個別許可によって就労できる）・・・約9.5万人
 - ② 「留学」等の在留資格を有する者（資格外活動許可を得て、いわゆるアルバイト等を行うことができる。）・・・約11万人
 - ③ 「定住者」等の在留資格を有する者（活動制限なし）・・・23万人（「定住者」、「日本人の配偶者等」、及び「永住者の配偶者等」の在留資格で日本に在留する外国人のうち、日本で就労していると推定される外国人を指す。労働者数は厚生労働省が推計）
 - ④ 不法就労者・・・17万839人（平成19年1月1日現在、入国管理局統計より）

2. 外国人労働者の現在の就労状況

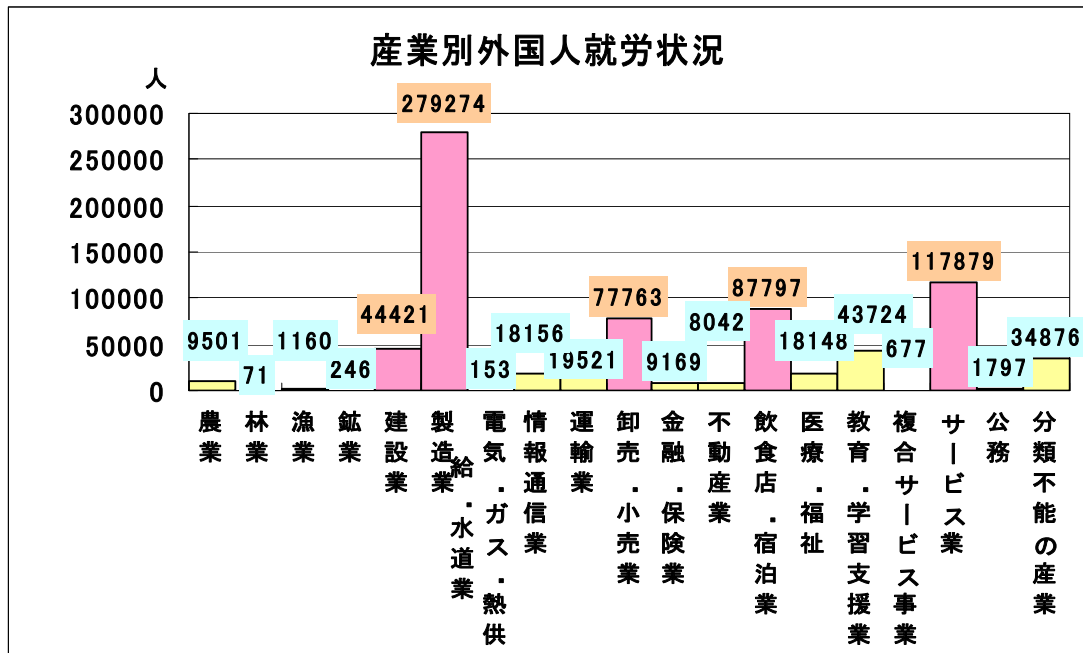


図 1-4 総務省統計局 平成 17 国勢調査

「外国人の労働力状態・産業 第 23 表」より野村ゼミが作成

上の図 1-4 を参照していただきたい。日本全国に外国人労働者は、高度人材と単純労働者併せて 77,235 人おり、産業別にすると、上位 5 産業は製造業、サービス業、飲食店・宿泊業、卸売・小売業、建設業となり、上から 279,274、117,879、87,797、77,763、44,421 人となっている。

4. 外国人労働者受け入れに関する現状

政府の基本スタンス

(第 9 次雇用対策基本計画[平成 11 年 8 月 閣議決定]より抜粋)

・高度人材について

「我が国の経済社会の活性化や一層の国際化を図る観点から、専門的、技術的分野の外国人労働者の受け入れをより積極的に推進する。」

・単純労働者について

「いわゆる単純労働者の受け入れについては、国内の労働市場にかかわる問題を始めとして日本の経済社会と国民生活に多大な影響を及ぼすとともに、送り出し国や外国人労働者本人にとっての影響も極めて大きいと予想されることから、国民のコンセンサスを踏まえつつ、十分慎重に対応することが不可欠である。」

第 1 項で見たように、単純労働者の総数が多いことは明らかで、外国人労働者に占める単純労働者の割合は約 77%と高いものになっている。また第 2 項で見たように、製造業や建設業

といった単純労働が要求される分野において、外国人が多く就労しているようである。これらは、日本にとって外国人単純労働者が必要であることを意味している。

しかし政府の基本スタンスとしては、単純労働者は受け入れないということで、多くの単純労働者が就労し日本経済の下支えとなっているという現状との間に、大きな乖離が見られる。また、中長期的な人口減少において、日本人単純労働者も減少することは明らかであり、外国人単純労働者に対するニーズがより高まることが予想され、今後この乖離はより大きくなっていく可能性が高い。

高度人材もちろん必要ではあるが、実際に高い需要のある単純労働者の受け入れが認められていないのは何故か。これを続く第3節で、詳しく見ていきたい。

第3節 (1. 3)外国人労働者受け入れの問題点

外国人労働者を受け入れるにあたって、以下の3つの懸念事項がよく挙げられる。①日本人の雇用機会が奪われてしまうというもの、②新たな社会的費用の負担を生じさせること、③治安悪化の恐れがあること、である。これらの懸念事項を取り除くことで、外国人高度人材のみではなく外国人単純労働者も受け入れることが出来るようになると思われる。

本稿では、この中でも③の懸念事項である治安悪化問題について注目した。

世論調査 (i)

平成16年5月に法務省が行った「外国人労働者受け入れに関する世論調査」によると、外国人労働者受入れ制度について、「今後とも専門的な技術、技能や知識を持っている外国人は受け入れ、単純労働者の受入れは認めない」と答えた者(537人)に、単純労働者の受入れを認めるべきではないと考える理由として、「治安が悪化するおそれがある」を挙げた者の割合が74.1%と最も高い。

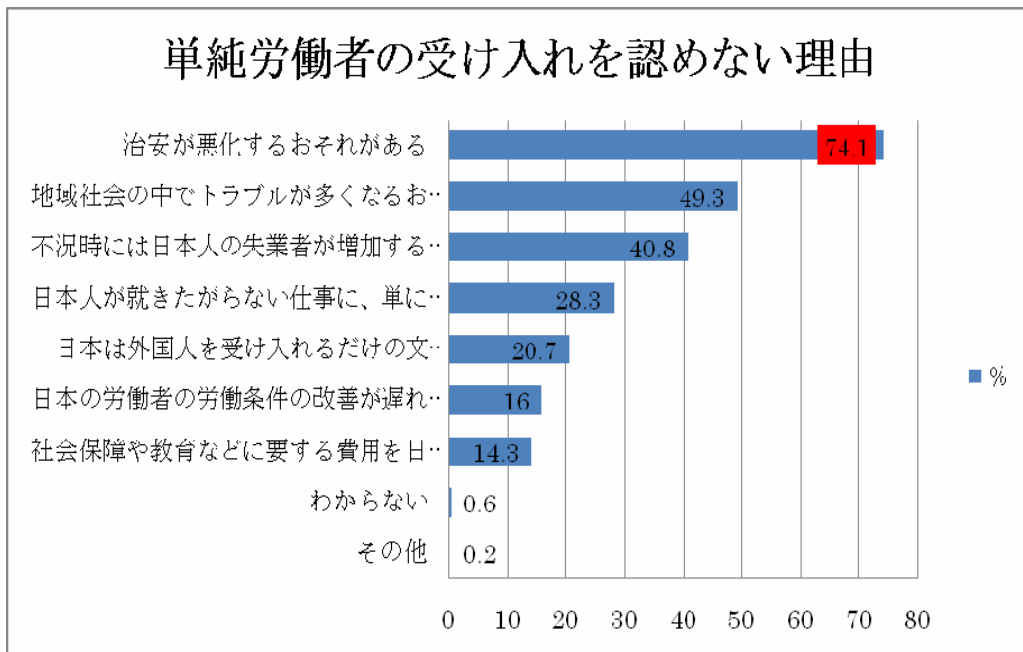


図 1-5 法務省「外国人労働者受け入れに関する世論調査」

(平成16年5月調査)より作成

世論調査 (ii)

平成 18 年 12 月に内閣府が国民 3000 人を対象に実施した「治安に関する世論調査」によると、国民の 8 割以上はこの 10 年で治安は悪化したと感じ、うち半数余りは「来日外国人¹犯罪の増加」が原因と受け止めている。

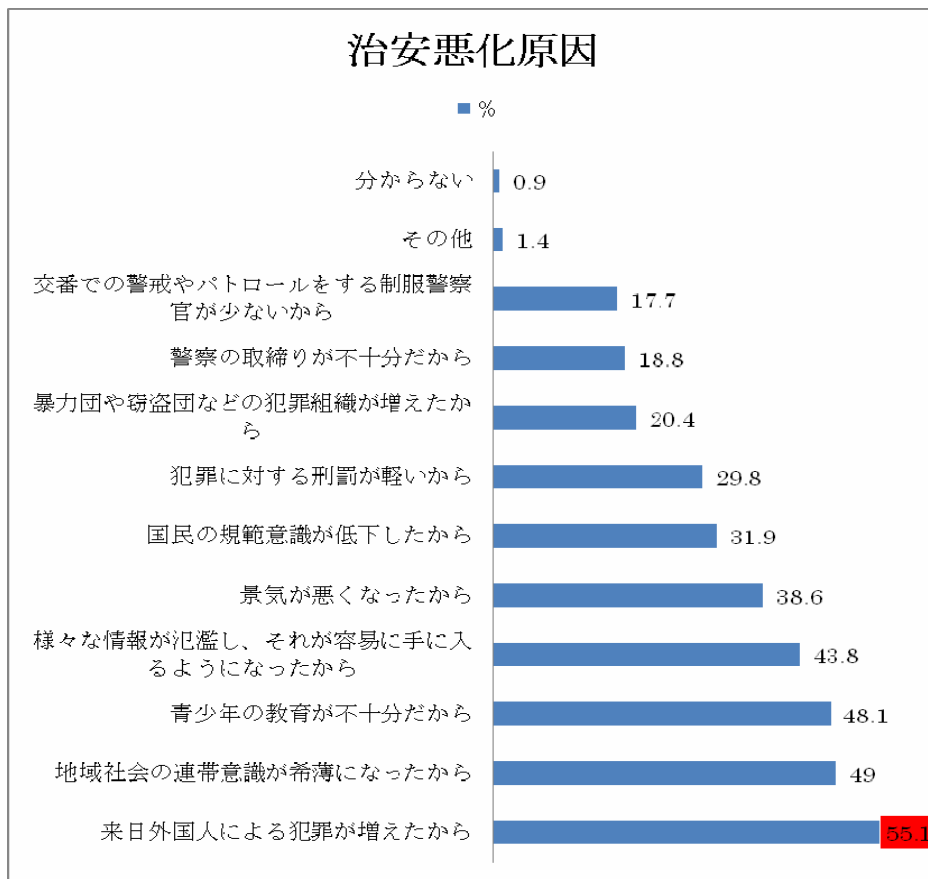
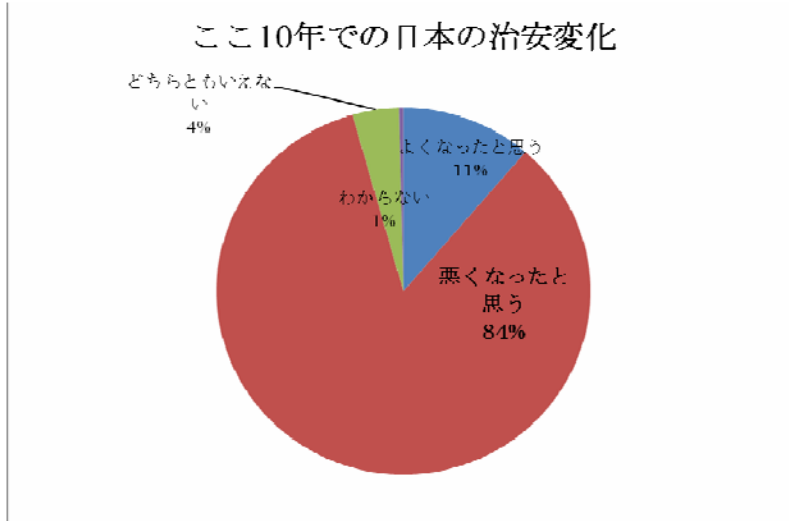


図 1-6・図 1-7 内閣府世論調査報告書「治安に関する世論調査」(平成 18 年 12 月調査) より作成

¹ 来日外国人とは、我が国にいる外国人から定着居住者(永住者等)、在日米軍関係者及び在留資格不明の者を除いた者をいう。

世論調査 (i) からは、単純労働者受け入れを認めない、最も大きな理由として「治安悪化」への懸念があること、そして世論調査 (ii) からは、「来日外国人増加による犯罪増加」によって日本の治安が悪化していると認識している日本人が多いことが分かる。世論調査 (ii) に関しては、単純労働者を内包する「来日外国人」という括りで日本の治安悪化原因を見ているが、「来日外国人」のうち7割以上が「単純労働者」であることを考えると、治安悪化原因として「単純労働者による犯罪増加」と捉えられているということもできる。

国民意識として、概して単純労働者受け入れによる治安悪化が懸念されていることが、以上の二つの世論調査より分かる。この治安悪化への懸念が、外国人労働者の受け入れを抑制しているものと思われる。この懸念を取り除くことが出来たならば、今後の外国人受け入れにもつながるだろう。

また、国内の失業問題や治安問題を理由にした受け入れ反体論もあるが、社会の多様化をうけ入れ、それを日本の活力とするためには、さまざまな立場の人材の受け入れを進め、効果的に活用していく必要がある。とくに日本の場合、雇用状況の7割は中小企業であり、産業のさらに高度化するとしても、このような産業形態は社会的に必要であり、今後とも存在していくであろう。そうすると外国人労働者への経済的要請は、従来以上のものとなっていくはずである。それでは、現状から考え得る外国人労働者受け入れのニーズについて以下で説明する。

まず、前章でも述べたとおり、日本には少子高齢化に伴う労働力確保の不安という大きな問題がある。これに加えて、若者の労働意欲の低下や、高学歴化によるホワイトカラー思考などが、特に中小規模の製造業等においていわゆる単純労働従事者を減少させる要因となっていると考えられる。ここで企業にとって外国人労働者の需要が発生する。大企業においては生産拠点そのものを海外に移転し、現地の労働者を低賃金で雇用することができるが、国内に生産拠点を持たざるを得ない業種や、海外移転のコストを捻出できない中小規模の企業にとっては国内で労働者を確保する必要がある。現に(表1)に表す職種別の外国人労働者数をみると、どの産業分野においても生産工程作業員の割合が非常に高くなっている。また、(表2)に見るように、これらの外国人労働者は比較的小規模の事業所で雇用されていることが多く、特に生産工程作業員はそのほとんどが50人から300人規模の事業所に偏って雇用されていることがわかる。ここからも国内の中小規模製造業者にとって外国人労働者の需要が高くなっているといえる。さらに、グローバル経済化によって、人件費の低い発展途上国、新興工業国の製品と競争することになり、国内生産拠点において安い労働力を求める需要が拡大したことや、サプライヤーに対する価格引き下げ圧力も強まったことも国内での外国人労働者の需要を高める要因といえる。

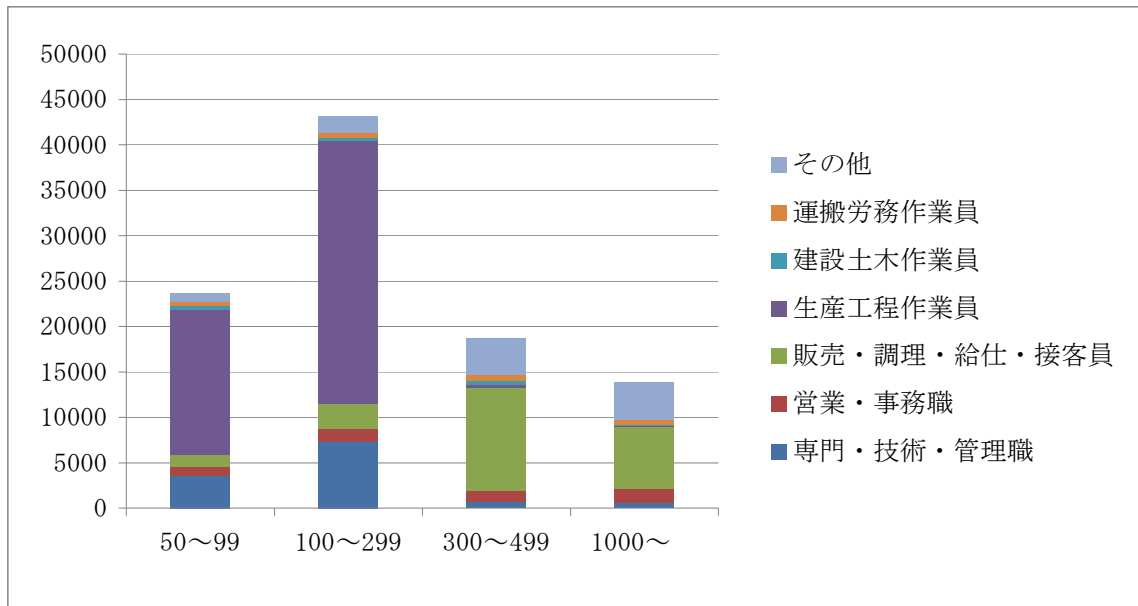
(表1) 職種別外国人労働者数 (直接雇用)

単位：人、%

	産業計		製造業		サービス業		卸・小売り、飲食店		その他		
	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比	
合計	130440	100.0	80277	61.5	27565	21.1	12165	9.3	19483	8.0	
男	78451	60.1	46145	57.5	17182	62.3	7188	59.1	7936	75.7	
女	51989	39.9	34082	42.5	10383	37.7	4977	40.9	2547	24.3	
職種別	専門・技術・管理職	24044	18.4	5417	6.8	14601	53.0	1813	14.9	2213	21.1
	営業・事務職	5629	4.3	2138	2.7	1216	4.4	1305	10.7	970	9.3
	販売・調理・給仕・接客員	10060	7.7	594	0.7	2018	7.3	7277	59.8	171	1.6
	生産工程作業員	80166	61.5	70896	88.4	4645	16.9	1030	8.5	3595	34.3
	建設土木作業員	2010	1.5	468	0.6	19	0.1	13	0.1	1510	14.4
	運搬労務作業員	1988	1.5	244	0.3	407	1.5	199	1.6	1138	10.9
	その他	6543	5.0	470	0.6	4659	16.9	528	4.3	886	8.5

厚生労働省 平成13年 外国人雇用状況報告の結果より作成

(表 2) 50 人以上規模事業所の職種別、事業所規模別外国人労働者数 (直接雇用)
 単位：人



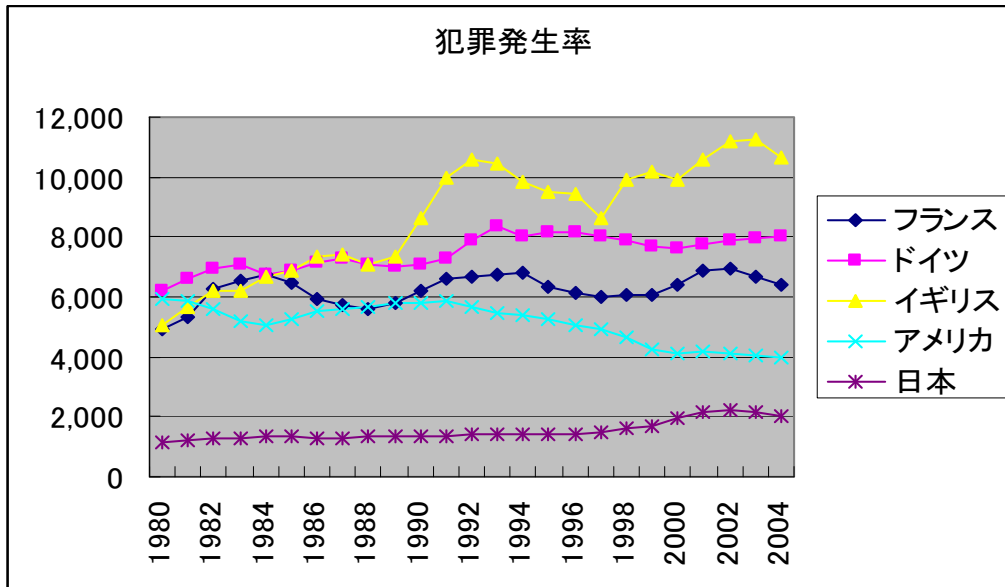
厚生労働省 平成 13 年 「外国人雇用状況報告の結果」をより作成

次に考えられるのは労働コスト引き下げのための外国人労働者受け入れである。国内で外国人労働者を雇用することで、賃金を下げようとする国内の競合する労働者への影響が大きく、これが外国人労働者導入慎重派の意見とのひとつとなっている。日本経団連でも、「労働集約的で付加価値の低い商品は、海外生産シフトが当然。国内に人件費の安い外国人を導入し、生き残りを図る経営戦略は長続きしない」と述べている。しかし、金属労協政策レポート NO.23 において「外国人労働者の受け入れによる労働コストの引き下げ効果については、たとえ日本人と同等の賃金水準を支払ったとしても、外国人労働者受け入れは労働コスト引き下げ効果を持つことに留意しなければならない。」と述べている。つまり、同レポートによると、「例えば業務請負のように、日本人と外国人労働者が同一の労働市場で融合している場合である。この場合には、日本人と外国人労働者は同一賃金水準となるが、外国人労働者のぶんだけ労働力供給が増えるので、労働力需給が一致する賃金水準は低下する。人手不足の場合、労働力供給が一定であれば賃金の引き上げによって、人手不足が解消されるが、外国人労働力が供給されると、同じ賃金水準で人手不足が解消されることになる。」のである。

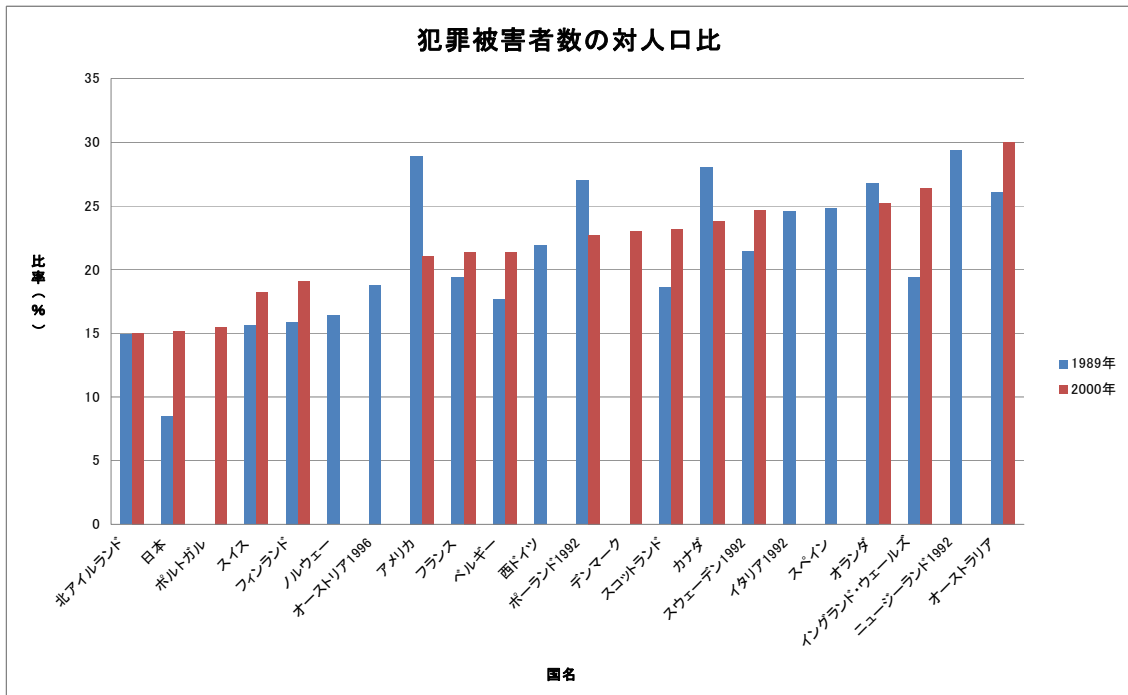
第4節 (1. 4)海外の事例

1. 外国における犯罪率の推移

日本の犯罪率をフランス、ドイツ、イギリスおよびアメリカと比べてみると日本はかなり低いことがわかる。各国とも近年まで増加傾向を示していたが、2004年からはイギリスを除く4カ国では若干の減少傾向にある。



(資料) 平成 18 年度犯罪白書より野村ゼミ作成
発生率…犯罪認知件数÷人口 10 万人



(資料) OECD FACTBook2006

2. 外国人人口の推移

西洋では 1950 年代の経済成長期から安価な労働力として外国人労働者の受け入れを始めた。しかし、60 年、70 年代にはオイルショックによる景気の悪化や外国人労働者の急増により、受け入れの厳格化や停止へと変更した。現在は、ドイツやイギリスなど受け入れを厳重化している国においても、家族統合や難民などによりさらに増加する傾向が見られる。

		1990	1995	2001
フランス	外国人人口(万人)	360		326
	人口比(%)	6.3		5.6
ドイツ	外国人人口	534	717	732
	人口比	8.4	8.8	8.9
イギリス	外国人人口	172	195	259
	人口比	3.2	3.4	4.4
アメリカ	外国人人口	1977	2300	3181
	人口比	7.9	8.8	11.1
日本	外国人人口	108	136	178
	人口比	0.9	1.1	1.4

(資料) OECD Trends in International Migration 1997,2000,2003

第2章 来日外国人犯罪の現状

第2章では、第1節で日本の犯罪の現状を捉えた上で、日本人と来日外国人の犯罪の発生状況について分析し、来日外国人犯罪の特徴を明らかにしていくことを目的とする。第2節では、犯罪の現状を踏まえて、どのように来日外国人犯罪に対処していくべきかを考察する。

第1節 日本の犯罪の現状

1. 犯罪に関する定義

まず、犯罪に関して述べる際に明示しておくべき定義をいくつか挙げる。

第一に、本章以降で扱う犯罪は一般刑法犯とする。一般刑法犯とは、交通事故に係る業務上(重)過失致死傷および危険運転致死傷を除いた「刑法」に規定する罪並びにその他規定された罪を指す¹。

第二に、本章における来日外国人とは、我が国にいる外国人から永住権(一般永住権、特別永住権の両方を含む)を持つ者、在日米軍関係者及び在留資格不明の者を抜いた者を指す。本論文では、ある年の来日外国人と分類される人数を以下のように概算した。

$$\text{ある年の来日外国人数} \\ = \text{前年の外国人登録者数} + \text{その年の新規入国者数} - \text{その年の永住者数}$$

我が国においては、外国人は本邦入国後90日以内に市区町村に登録しなければならない。この登録をすると外国人登録者数として計上される。各年の外国人登録者数は毎年12月31日時点での数値となる。しかし、入国後90日以内に出国する短期滞在者の場合は、この登録をしない場合が多い²。この概算からは、1年の間に期間の長短に関わらず日本に滞在していた永住者以外の外国人を求めることができる。

¹ 警察庁「平成18年版 警察白書」によると、細かくは以下のように定義されている。

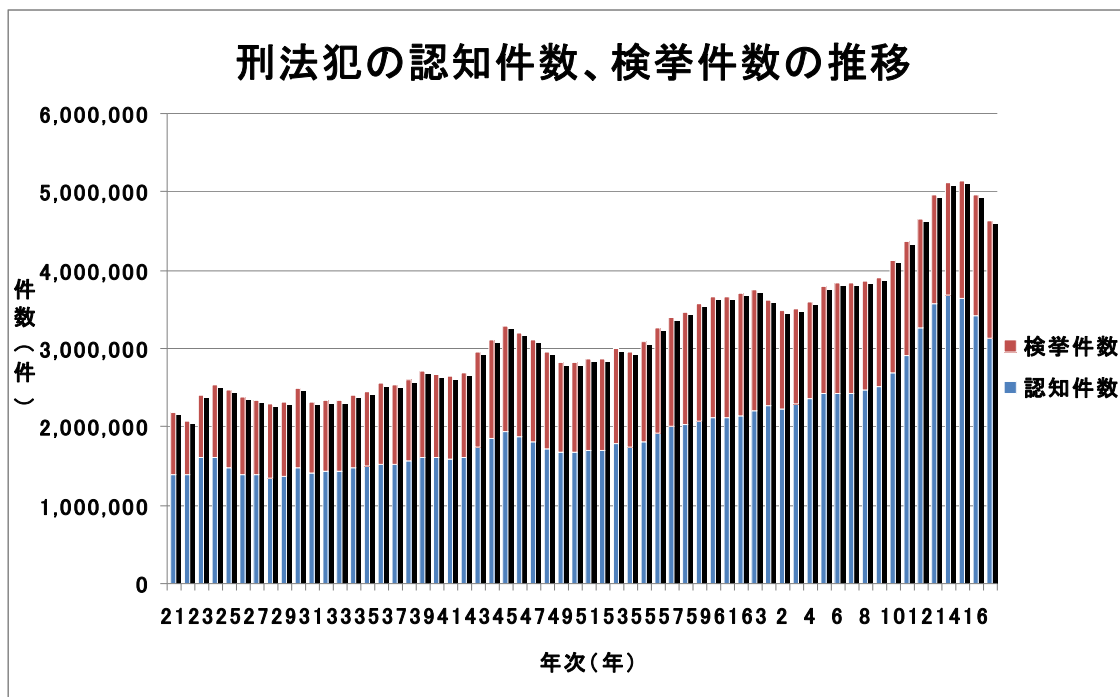
道路上の交通事故に係る業務上(重)過失致死傷及び危険運転致死傷を除いた「刑法」に規定する罪並びに「爆発物取締罰則」、「決闘罪ニ関スル件」「暴力行為等処罰ニ関スル法律」「盗犯等ノ防止及処分ニ関スル法律」、「航空機の強取等の処罰に関する法律」「火炎びんの使用等の処罰に関する法律」、「航空の危険を生じさせる行為等の処罰に関する法律」「人質による強要行為等の処罰に関する法律」「流通食品への毒物の混入等の防止等に関する特別措置法」「サリン等による人身被害の防止に関する法律」、「組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律」「公職にある者等のあつせん行為による利得等の処罰に関する法律」及び「公衆等脅迫目的の犯罪行為のための資金の提供等の処罰に関する法律」に規定する罪をいう。

² 「平成18年 入国管理年報」より

2. 日本における犯罪

では、日本全体での刑法犯罪の状況を見た上で、日本人と来日外国人の犯罪の発生状況について比較する。

犯罪の状況を捉えるために用いられる数値として、まず認知件数が挙げられる。認知件数とは警察において発生を認知した事件の数をいう。昭和 59 年以降の日本全体での刑法犯認知件数の推移を見ると、昭和 59 年には約 160 万件であったが平成 14 年には 280 万件を超えるまでに増加した。この平成 14 年をピークとして近年は減少傾向にあり、平成 18 年には 200 万件ほどとなっている¹。また、この認知件数を用いて算出される、ある一定の人口における犯罪率²も犯罪状況を捉えるための主要な指標となっている。認知件数を元としているため、犯罪率の推移は認知件数の推移と似たようなものとなる。昭和 59 年には日本全体の人口 10 万人当たり 1321 件であったのが、平成 14 年には 2240 件となり過去最多件数となった。平成 18 年には 1605.1 件となって入る³。



法務省 「平成 18 年版 犯罪白書」より作成

しかしながら、この認知件数とはあくまで警察により認知されたものであり、実際の犯罪発生件数ではないことに留意する必要がある。また、事件の被疑者が実際に検挙されなければ、被疑者の年齢や性別、国籍などを明らかにすることができない。よって、このように被疑者の属性によって犯罪を分類する場合には、警察において検挙した事件の数である検挙件数、検挙した事件の被疑者の数である検挙人員数を用いてしか表すことができないのである。

では、ここから日本人と来日外国人それぞれの検挙件数と検挙人員数の推移を見ていく。図 2-1 は、犯罪の検挙件数の推移を昭和 59 年の数値を基準として対数で示したものである。日本人の検挙件数はほぼ横ばいであり、かつ若干の減少傾向にあるのに対し、来日外国人の犯罪は増加している。日本人の実際の検挙件数が昭和 59 年に 985,489 件、平成 18 年に 603,292 件であ

¹ 法務省「平成 18 年版 犯罪白書」より

² 人口 10 万人当たりの犯罪率であれば、認知件数÷総人口×10 万人で算出される。

³ 法務省「平成 18 年版 犯罪白書」より

るのに対し、来日外国人の検挙件数は昭和 59 年には 2,340 件、平成 18 年には 27,453 件と約 20 年間で 10 倍以上の増加となっている¹。

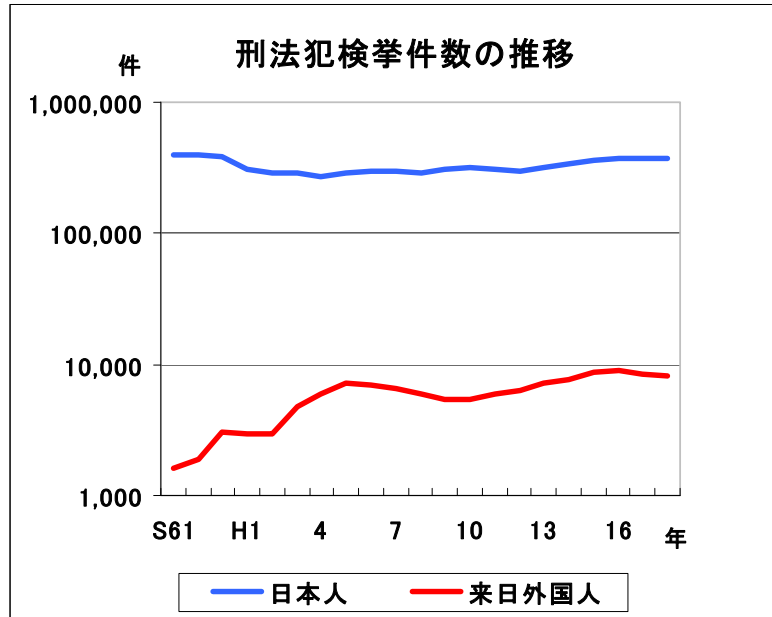


図 2-1 法務省「平成 18 年版 犯罪白書」より作成

次に、検挙人員数の推移であるが、こちらも図 2-2 において検挙件数の推移と同様に昭和 59 年を基準とした対数で表した。こちらも日本人がほぼ横ばいであるのに対し、検挙件数の場合ほど急激な伸び率ではないが来日外国人は右肩上がりとなっている。

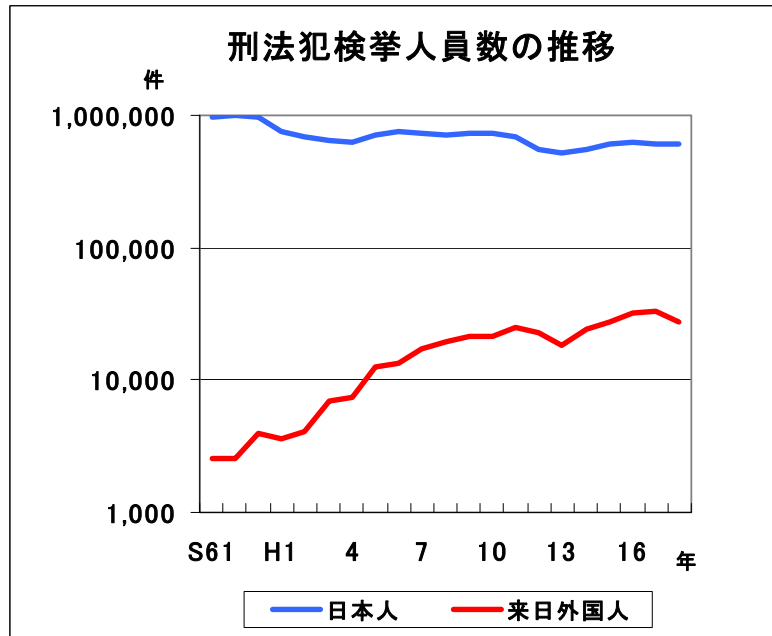


図 2-2 法務省 「平成 18 年版 犯罪白書」

しかし、検挙件数・検挙人員数の増加には来日外国人そのものの増加の影響を受けていることを考えなくてはならない。外国人登録者数は昭和 59 年には約 84 万人であったが、平成 17 年に

1

//

は 200 万人を超え、平成 18 年には日本の総人口の 1.67%を占めるまでになっている。よって、件数・人員数の増加の様子を捉えるだけでは不十分であるため、日本人・外国人それぞれの 10 万人当たりの検挙件数・検挙人員を算出した。

図 2-3 は日本人・来日外国人それぞれを母集団とし、10 万人当たりの検挙件数を示したものである。

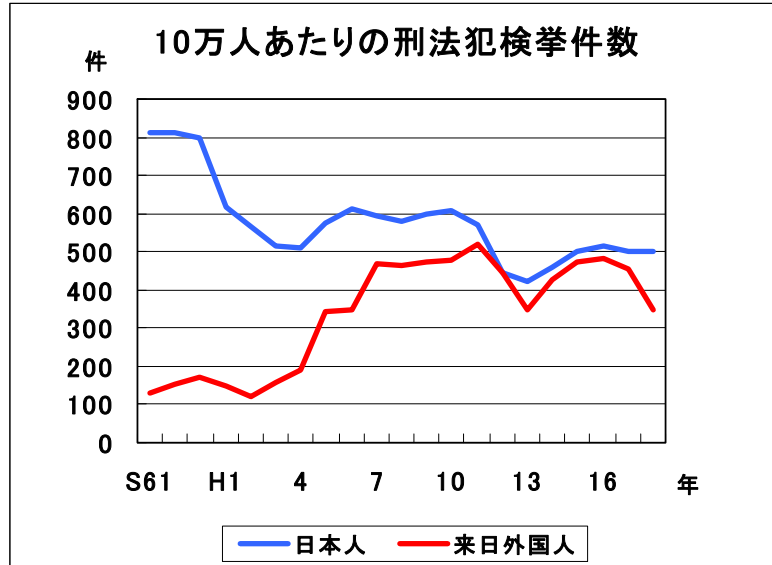


図 2-3 法務省「平成 18 年版 犯罪白書」を参考に野村ゼミが算出・作成

これより、10 万人当たりの検挙件数では日本人が来日外国人を上回っていることがわかる。しかしながら、平成 2 年以降の来日外国人 10 万人あたり検挙件数は急激に伸びている。

一方、図 2-4 は日本人・来日外国人それぞれの 10 万人当たりの検挙人員数を示したものであるが、こちらは日本人が大きく来日外国人を上回っている。

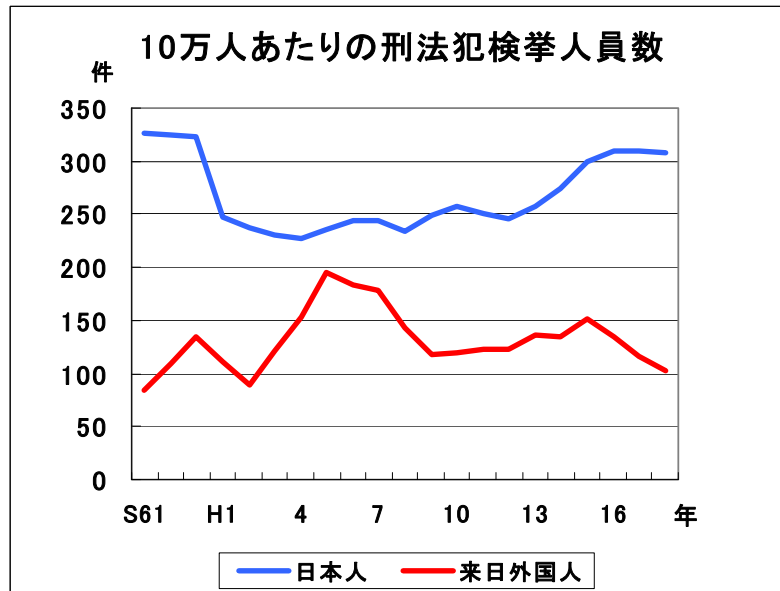


図 2-4 法務省「平成 18 年版 犯罪白書」より算出・作成

第2節 来日外国人犯罪の現状

1. 来日外国人犯罪の特徴

これまでに見てきたように、日本全体で刑法犯罪を捉えた場合、来日外国人の犯罪が増加してきていると言える。しかしながら、日本人との比較によって、来日外国人の犯罪が特別に多いと言える状況ではないことがわかった。

第2節では、来日外国人犯罪の特徴を示していく。まず、罪種別に見た検挙件数の推移を、平成元年の数値を100とした指数で表したのが図2-5である。全体的に増加しているが、特に増加が目立つのが窃盗犯、粗暴犯である。

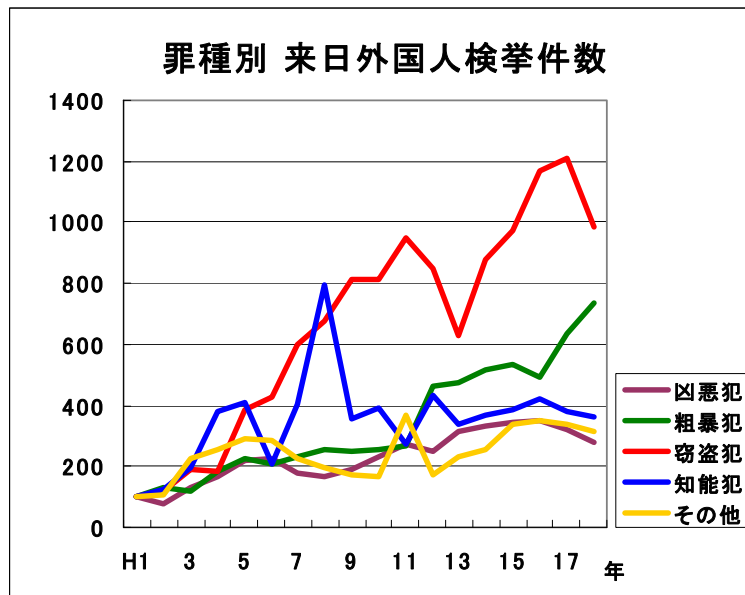


図2-5 警察庁「平成18年 来日外国人犯罪の検挙状況」より作成

次に、国籍別に来日外国人の犯罪を分類する。平成 18 年の外国人登録者数において上位 4 位までを占める中国、韓国・朝鮮、ブラジル、フィリピンの国籍を持つ来日外国人による刑法犯検挙件数、検挙人員数を示す。図 2-6 はそれぞれの国籍の来日外国人 10 万人当たりの検挙件数、図 2-7 は検挙人員数を示している。どちらも中国人・ブラジル人が特に大きな値を指している。

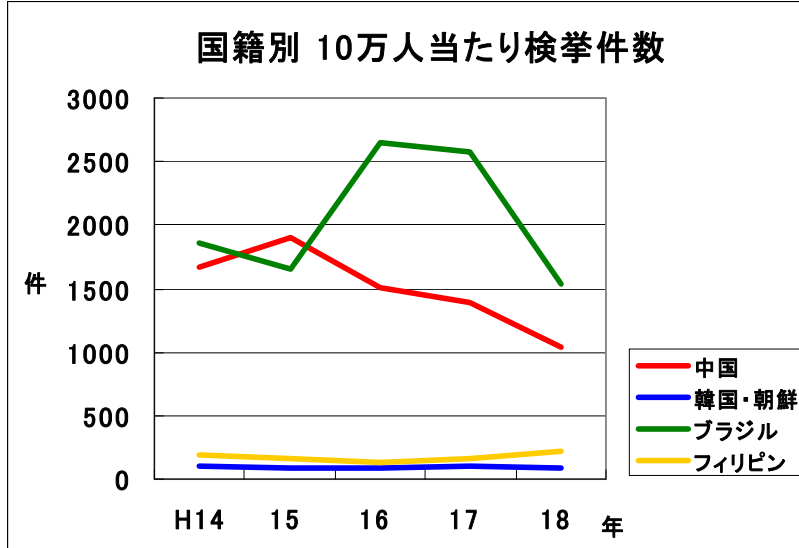


図 2-6 警察庁「来日外国人犯罪の検挙状況」(平成 18 年)より作成

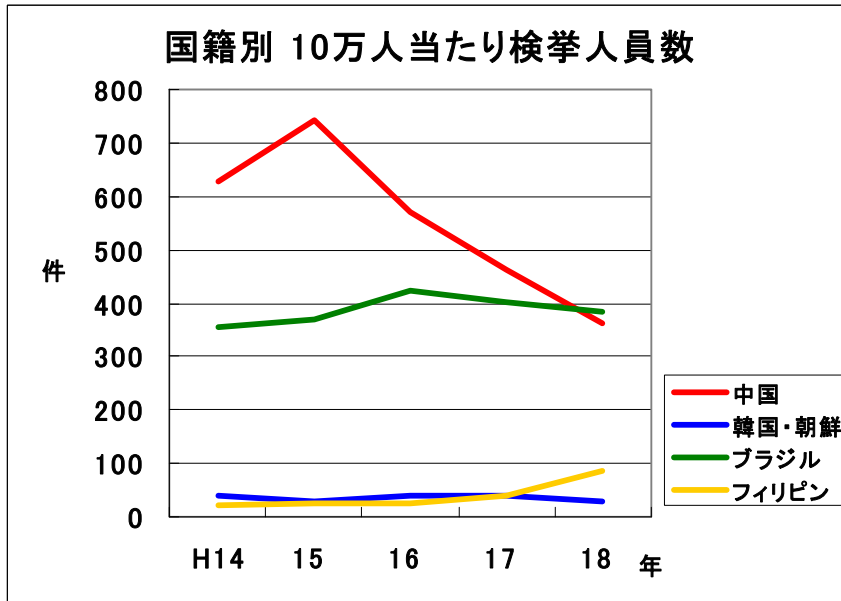


図 2-7 警察庁「来日外国人の検挙状況」(平成 18 年)より作成

また、図 2-8 は在留資格別に検挙人員数の推移を示したものである。平成 18 年において最も多いのは定住者であり、留学、短期滞在、就学、研修と続く。

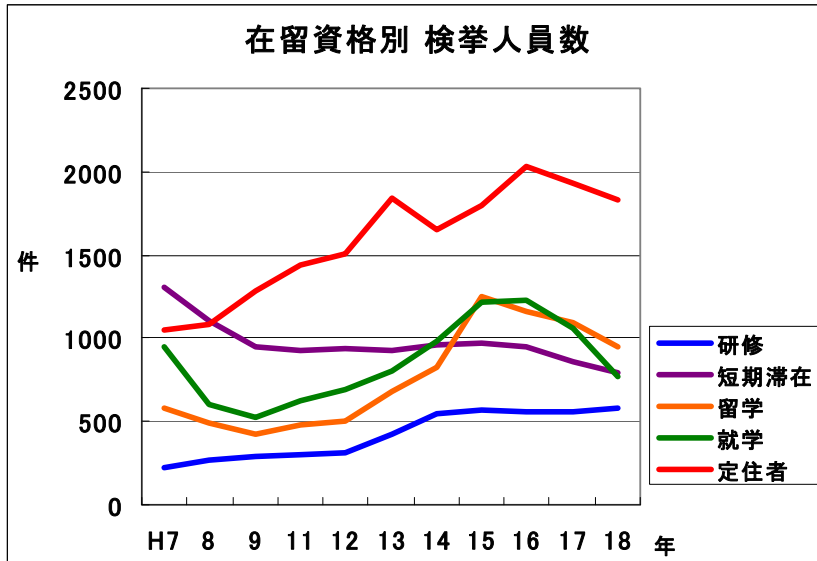


図 2-8 警察庁「平成 18 年版 警察白書」より作成

2. 来日外国人の犯罪に関する考察

最後に、前項までに明らかになった来日外国人の犯罪の特徴をまとめ、今後どのように対応していくべきかを考察していく。まず、第 1 章にて取り上げたような来日外国人による犯罪の増加を理由として広がりつつある日本国民の不安感と犯罪の実情は、一致したものではないと言える。来日外国人と日本人それぞれにおいて人口 10 万人当たりと母集団を揃えた場合の検挙件数、検挙人員はどちらも日本人が上回っている。母集団という要素を考慮することなしに来日外国人の犯罪件数の増加のみを捉えて、来日外国人犯罪を問題視することは正しいとは言えない。我々は、更に犯罪を細分化してとらえ、体系的に分析することで多様な特徴を持つ来日外国人犯罪に対応していく必要があると考えた。そこで、図 2-5 から図 2-7 で表した現状から、来日外国人犯罪の中でもどのような特徴を持つ集団に対処していくべきなのかを考えていく。まず、図 2-5、図 2-6 から見て取れるように、中国国籍とブラジル国籍を持つ来日外国人の犯罪が他の国籍の来日外国人の犯罪よりも突出して多い。しかしながらまた、図 2-7 で示したように在留資格別に来日外国人の犯罪を分類すると、最も増加が著しいのは定住者の犯罪であることが見て取れる。その定住者の在留資格を持つ来日外国人は、平成 18 年には 268,836 名おり、その 57% をブラジル国籍所有者が占めている。また、刑法犯として平成 18 年中に検挙されたブラジル国籍所有者の 78.8% が定住者である。一方で中国籍を有する刑法犯の在留資格を見ると、留学 20.2%、就学 14.6%、研修 11.7%、定住者 5.9% など多岐に渡っており、それぞれに日本における立場が異なっている。よって、国籍別、在留資格別で検挙人員を捉えたときにどちらにも所属しているブラジル人に対して対策を講じることは、来日外国人犯罪全体に与える影響も大きいと考える。日本に定住者として居住するブラジル人は平成 18 年に 153,141 名となった。平成元年の政府による入国管理法の改正により、日系人の二世、三世の入国規制を大幅に緩和した。これにより、日本に就労のために来るブラジル人が急激に増え、さらに生活の基盤を日本において長く日本に滞在する者が増えた。また、来日外国人には分類されない永住者として、日本に無期限で滞在できるブラジル人の人数が平成 14 年より毎年 1 万人以上ずつ増加している。このことから、ブラジル人は日本に長期滞在する傾向にあり、他の来日外国人とは異なる対応をするべきであるといえる。

第3章 外国人集住都市

第1節 (3. 1)外国人集住都市と非集住都市

1. 外国人集住都市・非外国人集住都市一覧

在留資格別と、国籍別に来日外国人犯罪を見た場合、在留資格においては「定住者」の犯罪が増加傾向にあり、国籍においては「ブラジル人」の犯罪が他と比べて際立って多いことが分かった。そこで、どちらの分類にも当てはまる「日系ブラジル人」が多く在住する「外国人集住都市」に焦点を当てることにする。

外国人集住都市と外国人非集住都市の比較を行うために、まず両方の都市を合わせた全体から、外国人と犯罪の関係性を検証したい。

外国人集住都市の 15 都市と、外国人非集住都市の 26 都市の計 41 自治体を今回扱うこととする。以下は、外国人集住都市の①市町村別総人口・外国人比率②刑法犯認知件数・犯罪率・財政力指数を示した表と③外国人非集住都市の一覧である。

【外国人集中都市】

(表 1) 市町村別総人口と外国人比率

市町村名	人口(人)	外国人登録者数(人)	外国人比率(%)
群馬県 大泉市	42075	6780	16.1
静岡県 湖西市	45,800	3597	7.8
岐阜県 美濃加茂市	54,936	5910	10.8
三重県 伊賀市	102,409	4706	4.6
岐阜県 可児市	102,449	6281	6.13
長野県 飯田市	107,845	3,155	2.9
岐阜県 大垣市	166,951	7,089	4.25
静岡県 磐田市	175,263	9,031	5.15
三重県 鈴鹿市	201,827	9,520	4.7
群馬県 伊勢崎市	202,442	12,224	6
群馬県 太田市	213,333	8,471	4
三重県 四日市市	311,904	9,363	3
愛知県 豊橋市	382,251	19,240	5

愛知県 豊田市	413,419	14659	3.55
静岡県 浜松市	823,272	30,724	3.73

(表2) 刑法犯認知件数・犯罪率・財政力指数

市町村名	刑法犯認知件数(件)	犯罪率	財政力指数
群馬県 大泉市	855	2061.6	1.13
静岡県 湖西市	1015(新居警察管内)	1616.2	1.209
岐阜県 美濃加茂市	974	1773	0.77
三重県 伊賀市	1158	1130	0.598
岐阜県 可児市	1433	1398.7	0.93
長野県 飯田市	1,387	1286.1	0.56
岐阜県 大垣市	3197	1914.9	0.86
静岡県 磐田市	1936	1104.6	0.849
三重県 鈴鹿市	3,895	1929.9	0.912
群馬県 伊勢崎市	4628	2286.1	0.77
群馬県 太田市	4,120	1931.6	0.92
三重県 四日市市	(人口 373,818 人の警察管内)7063	1889.4	0.91
愛知県 豊橋市	6920	1810.3	0.96
愛知県 豊田市	6930	1676.3	1.57
静岡県 浜松市	13280(H17)	1613.1	0.92

【外国人非集住都市】

島根県 益田市	岐阜県 郡上市	北海道 北広島市	
徳島県 阿波市	岐阜県 中津川市	大阪府 箕面市	群馬県 多治見市
鹿児島県 鹿屋市	長野県 佐久市	青森県 弘前市	茨城県 日立市
長野県 松本市	北海道 釧路市	青森県 青森市	埼玉県 越谷市
新潟県 長岡市	福岡県 久留米市	広島県 福山市	岐阜県 岐阜市
宮崎県 宮崎市	埼玉県 所沢市	長野県 長野市	新潟県 新潟市
福岡県 北九州市	埼玉県 さいたま市	大阪府 堺市	(計 26 都市)

2. 「外国人比率」と「犯罪率」の関連性

まず、41都市の「外国人比率」・「犯罪率」という2つの関連性を相関関係の観点から検証する。図3-1で外国人比率と犯罪率の関係の相関を見ていく。

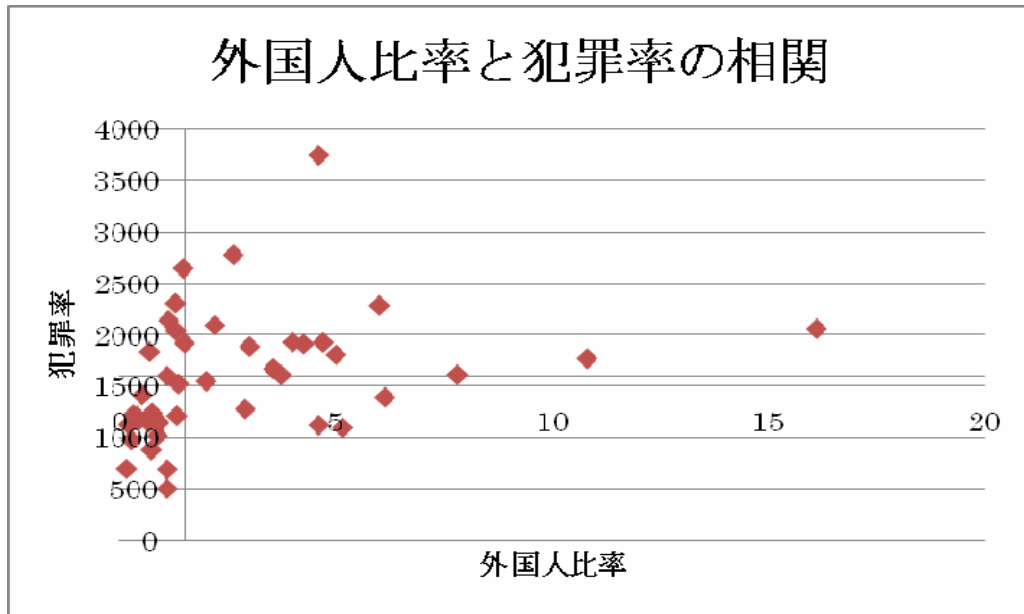


図3-1

コスト



外国人比率と犯罪率とに、ある程度の相関を見ることができる。やはり、外国人比率が高くなることによって、犯罪率が高くなると考えられる。

私たちは、外国人比率が高くなることによってもたらされる犯罪率の上昇を、コストとして考える。

しかし、外国人の比率が高くなることによってもたらされる犯罪率上昇というコストだけでなく、外国人比率が高くなることによってもたらされるベネフィットも存在する。外国人によってもたらされるベネフィットを説明するために、外国人比率と1人あたりのGDPと財政力指数の相関を検証する。

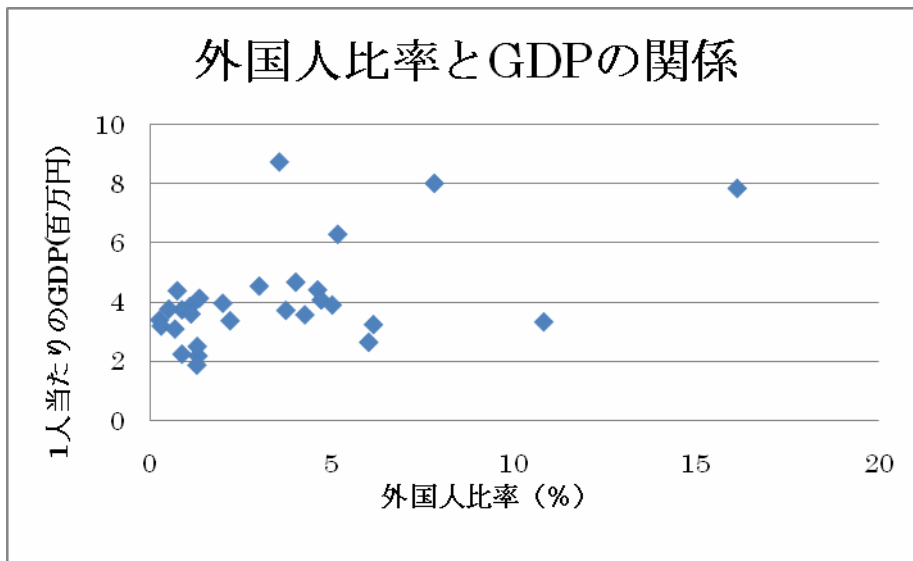


図 3 - 3

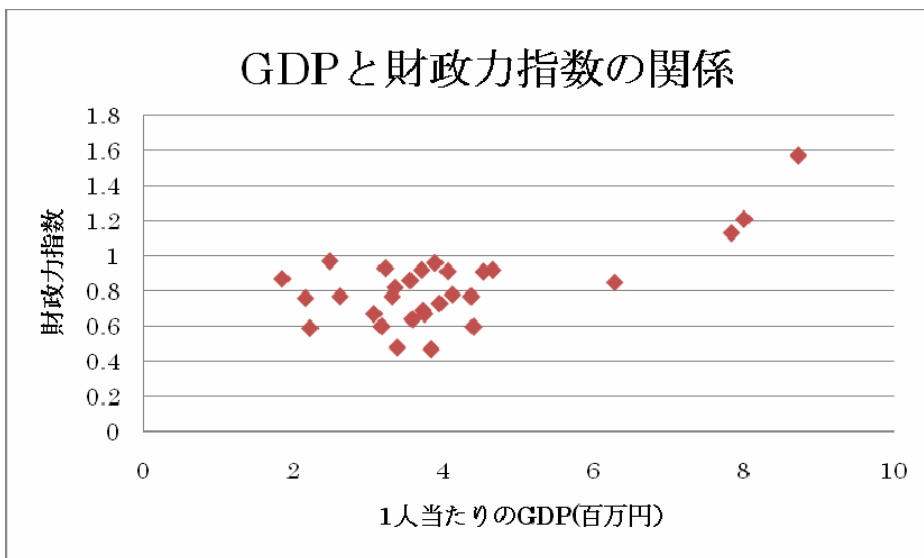


図 3 - 4

以上2つのグラフから、一人当たりの GDP と外国人比率とに緩やかな相関、一人当たりの GDP と財政力指数とにも相関が見られる。

ここから、GDP 増大に伴って外国人比率が上昇すること、GDP 増大に従って財政力指数が高くなるのが分かり、外国人比率増大に伴って財政力指数が上昇することが予想される。本当に外国人比率が高いと、財政力指数が高くなるのかについて、検証していく。

3. 外国人比率と財政力指数の関連性

次に、各市町村の外国人比率と財政力指数において関連性があるか否かを、本章初めに挙げた外国人集住都市と非外国人集住都市との比較によって分析する。

各市町村の財政力指数を外国人集住都市、非外国人集住都市ごとに算出し、比較する。分析の結果以下のような結果が導き出された。

外国人集住都市 : 0.944875 非外国人集住都市 : 0.630952

この分析により、外国人集住都市の財政力指数は非外国人集住都市の指数を上回っており、外国人比率が高いほど財政力指数も高くなることが示された。

検定をした結果、2つのグループの財政力指数が等しいという仮説は統計的に有意に棄却された。よって、外国人集住都市と非外国人集住都市の財政力指数は異なると言える。

4. 外国人比率と1人当たり GDP の関連性

各市町村の外国人比率と1人当たり GDP において関連性があるか否かを、外国人集住都市と非集住都市との比較によって分析する。

各市町村の1人当たりの GDP を、外国人集中都市、非外国人集住都市ごとに算出し、比較する。分析の結果以下のような結果が導き出された。

外国人集住都市 : 4.915714286 非外国人集住都市 : 3.190526

この分析により、外国人集住都市の1人当たりの GDP は非集住都市のそれを上回っており、外国人比率が高いほど1人当たりの GDP も高くなることが示された。

検定をした結果、2つのグループの1人当たりの GDP が等しいという仮説は統計的に有意に棄却された。よって、外国人集住都市と非外国人集住都市の1人当たりの GDP は異なると言える。

以上のことから、外国人比率が高くなることによってもたらされるベネフィットは存在すると言える。

外国人比率の増加によってもたらされるベネフィットを以下に図式化した。

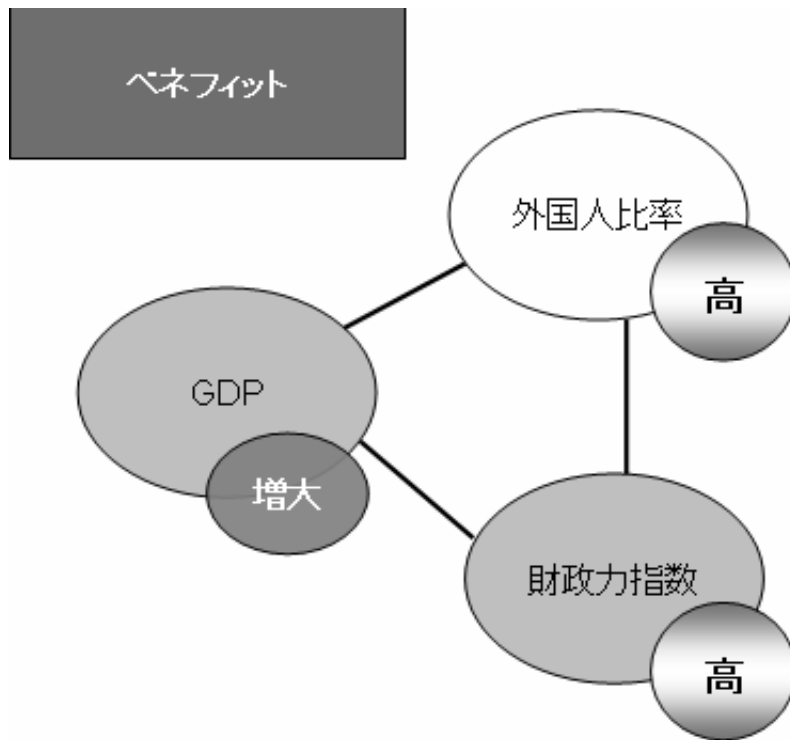


図 3-5

以上のような外国人比率の増加によるベネフィットの存在とコストを考え合わせた場合、以下のように図式化される。

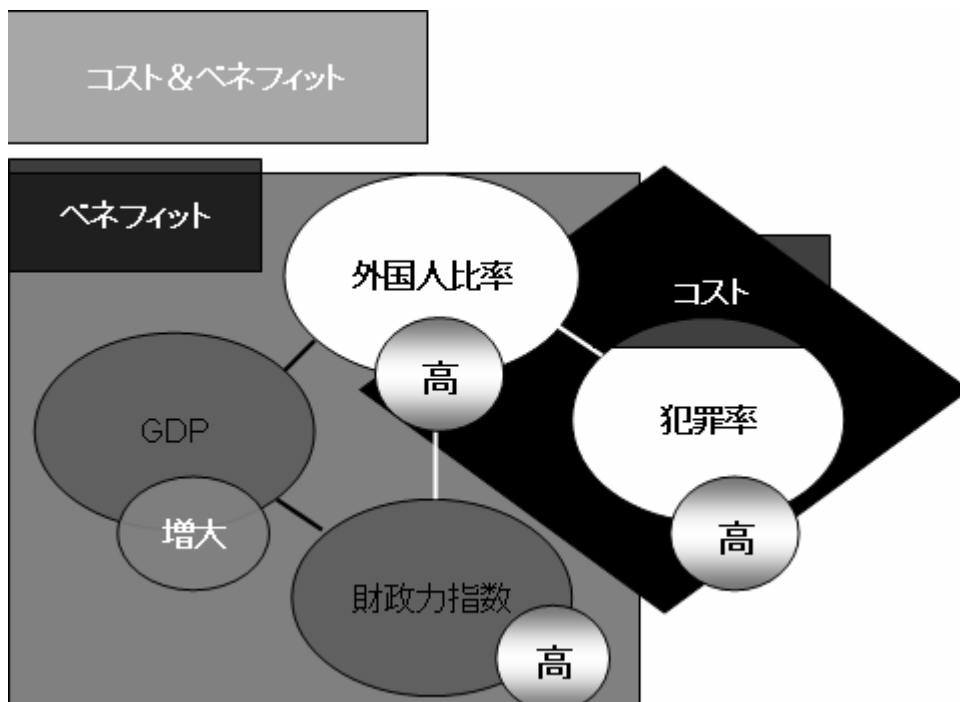


図 3-6

外国人比率の増加によって、犯罪率の増加というコストも発生するが、財政力指数の上昇と1人当たりのGDP増大をもたらすというベネフィットも確実に存在することが分かる。

外国人比率が高くなることによってもたらされるベネフィット > コスト とは、一概に言うことができないが、外国人比率が高くなることによって生じるコストを抑える、つまり外国人犯罪を抑止することによって生じるコストを最小限に留めることで、ベネフィットを最大限享受することができると思う。

そこで、外国人集住都市における犯罪率を概観し、何が犯罪率抑止に作用しているかを検証する。

第2節 (3. 2) 外国集住都市

まず、外国人集住都市を扱う上で、各市町村を人口階級別に分類して考える。分類は以下の通りである。

(表3) 人口規模別

総人口階級	市町村名	平均犯罪率
(1) 4 - 10 万人都市	・岐阜県 美濃加茂市 ・群馬県 大泉町 ・静岡県 湖西市	1816.9
(2) 10 - 15 万人都市	・岐阜県 可児市 ・長野県 飯田市 ・三重県 伊賀市	1271.6
(3) 15 - 25 万人都市	・岐阜県 大垣市 ・群馬県 太田市 ・静岡県 磐田市 ・三重県 鈴鹿市 ・群馬県 伊勢崎市	1833.4
(4) 25 - 35 万人都市	・三重県 四日市市	1889.4
(5) 35 - 50 万人都市	・愛知県 豊田市 ・愛知県 豊橋市	1743.3
(6) 50 - 80 万人都市		
(7) 80 - 100 万人都市	・静岡県 浜松市	1613.1

(表4) 非外国人集住都市の総人口階級別分類

総人口階級	市町村名	犯罪率
(1) 4 - 10 万人都市	・島根県 益田市 ・岐阜県 郡上市 ・北海道 北広島市 ・徳島県 阿波市 ・岐阜県 中津川市	879.1

(2) 10 - 15 万人都市	<ul style="list-style-type: none"> ・大阪府 箕面市 ・群馬県 多治見市 ・鹿児島県 鹿屋市 ・長野県 佐久市 	1250.2
(3) 15 - 25 万人都市	<ul style="list-style-type: none"> ・青森県 弘前市 ・茨城県 日立市 ・長野県 松本市 ・北海道 釧路市 	1238.1
(4) 25 - 35 万人都市	<ul style="list-style-type: none"> ・青森県 青森市 ・埼玉県 越谷市 ・新潟県 長岡市 ・福岡県 久留米市 	1601.3
(5) 35 - 50 万人都市	<ul style="list-style-type: none"> ・広島県 福山市 ・岐阜県 岐阜市 ・宮崎県 宮崎市 ・埼玉県 所沢市 ・長野県 長野市 	1523.3
(6) 50 - 80 万人都市		
(7) 80 - 100 万人都市	<ul style="list-style-type: none"> ・新潟県 新潟市 ・福岡県 北九州市 ・埼玉県 さいたま市 ・大阪府 堺市 	2062.8

次に、人口階級別の平均犯罪率を、外国人集住都市と非外国人集住都市とで比較する。

(表 5) 平均犯罪率比較

人口階級別	外国人集住都市 平均犯罪率	非外国人集住都市 平均犯罪率
(1) 4 - 10 万人都市	1816.9	879.1
(2) 10 - 15 万人都市	1271.6	1250.2
(3) 15 - 25 万人都市	1833.4	1238.1
(4) 25 - 35 万人都市	1889.4	1601.3
(5) 35 - 50 万人都市	1743.3	1523.3
(7) 80 - 100 万人都市	1613.1	2062.8

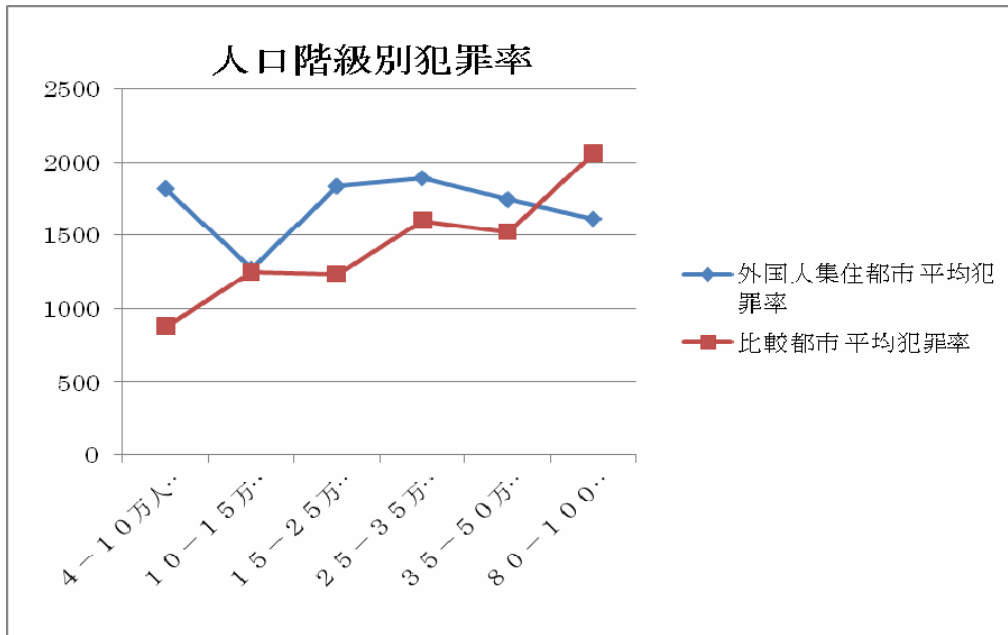


図 3-7

外国人集住都市と非外国人集中都市の犯罪率を、人口階級別に分類・比較したとき、上のグラフのように、外国人集住都市において非外国人集住都市と全く違う傾向が見られた。非外国人集住都市においては人口規模が大きくなるに伴って、犯罪率が増加しているのに対し、外国人集住都市においてはそれとは全く異なる傾向が見られる。このことから、外国人比率が犯罪率に与える影響が大きいことが分かる。

しかし、外国人比率が高い外国人集住都市においても、犯罪率の高低が見られた。岐阜県可児市、長野県飯田市において、犯罪率が全国平均よりも大きく下回ったのに対し、群馬県大泉町、三重県鈴鹿市においては犯罪率が全国平均よりも大きく上回った。外国人比率の高低には違いがないのにも関わらず、犯罪率の高低が見られるのは、外国人比率以外の要素が犯罪率に大きく影響していると考えられる。そこで、外国人比率以外の何の要素が犯罪率に大きく影響しているかを、検証する。

第3節 (3. 3) 行政施策

外国人人口と犯罪率の相関は弱いという結果が出たが、外国人集住都市の犯罪率は他の都市よりも若干高くでた。さらに、その中でも犯罪率の高いところと低いところを開きがでた。では、どこに問題が所在するのかということを考え、まず外国人集住都市においてどのような外国人との共生に関する行政施策がなされているかということに注目してみた。各集住都市の HP からや、電話での聞きとりにより下記のことを重点として調査を行った。

- ① 多文化共生特有の大綱・指針を制定しているか。
 ② 基本計画・総合計画の中で多文化共生について言及しているか。
 ③ 外国人が参加できる会議など社会活動が推進されているか。

△…犯罪率の高い都市 ○…犯罪率の若干高い都市 なし…犯罪率の低い都市

(表1) 特有の大綱・指針など

△群馬県 大泉町	
△岐阜県 美濃加茂市	多文化推進プラン (来年予定)
△岐阜県 大垣市	
△三重県 鈴鹿市	
△群馬県 伊勢崎市	
△群馬県 太田市	
△三重県 四日市市	
△愛知県 豊橋市	平和・交流・共生の都市宣言
○静岡県 湖西市	
○愛知県 豊田市	ネクスト宣言「平和・交流・共生の都市宣言」 豊田宣言
○静岡県 浜松市	世界都市ビジョン
三重県 伊賀市	外国人住民協議会設置要綱、伊賀氏在住外国人施策庁内連絡会設置要綱
岐阜県 可児市	可児市国際化施策大綱 (H12)
長野県 飯田市	飯田市多文化共生社会推進基本方針 (2007年)
静岡県 磐田市	多文化共生推進プラン (H19)

(表2) 総合計画・基本計画内

△群馬県 大泉町	6章3節国際化の対応
△岐阜県 美濃加茂市	第4次総合計画
△岐阜県 大垣市	総合計画6-4-1, 2
△三重県 鈴鹿市	
△群馬県 伊勢崎市	
△群馬県 太田市	総合計画 国際交流の推進
△三重県 四日市市	
△愛知県 豊橋市	総合計画1-1-5
○静岡県 湖西市	総合計画2-1-(2)
○愛知県 豊田市	総合計画3-6 国際化
○静岡県 浜松市	総合計画7
三重県 伊賀市	伊賀市例規集3編6章、総合計画5-(4)多文化共生
岐阜県 可児市	総合計画基本計画5
長野県 飯田市	基本計画1
静岡県 磐田市	基本計画3章-6

(表3) 参加型会議・社会参加促進

群馬県 大泉町	地区別3者懇談会事業 (外国人リーダーと)街造りへの参画意識の高揚
△岐阜県 美濃加茂市	在住外国人市民懇談会
△岐阜県 大垣市	
△三重県 鈴鹿市	
△群馬県 伊勢崎市	外国人共生会議
△群馬県 太田市	
△三重県 四日市市	
△愛知県 豊橋市	地域共生懇談会 東三河多文化共生担当課長会議
○静岡県 湖西市	
○愛知県 豊田市	多文化共生推進協議会(日本人のみ) 多文化共生懇談会 地域共生懇談会
○静岡県 浜松市	外国人市民会議 地域共生会議 ワークショップ パネルディスカッション
三重県 伊賀市	外国人住民協議会
岐阜県 可児市	可児市国際化対応市民懇話会 可児国籍市民会議
長野県 飯田市	事業者と行政との連携 市民団体との協力 市政に関するアンケート 地域活動参画体制 外国籍市民のリーダー作り
静岡県 磐田市	共生意識の啓発 積極的まちづくり参画

その他の主な施策

コミュニケーション支援

日本語教室、外国語教室、文化交流、国際理解教室、国際交流サロン

生活支援

相談窓口、児童学習支援、多言語情報提供、通訳・国際交流委員の配置

多文化共生の地域づくり

友好都市提携、意識調査、国際援助

犯罪率の低く出た集住都市においては①の外国人との共生をテーマにした大綱・指針などが定められている。また、②の基本計画や総合計画の中に国際交流や多文化共生についての言及はほとんどの都市において見られたが、犯罪率の高い都市には基本計画の中にも言及されていないところもいくつか見られた。③の参加型の社会活動を行っている都市も同じく、犯罪率の低いところに多く見られる。より多くの施策をしているところにおいては犯罪率も低くなる傾向にある。④の日本語講座や相談窓口などは犯罪率の高低にかかわらずほとんどの都市で施行されている。

これらのことからいえるのは、④にみられるような相談窓口の設置や多言語情報提供などの生活支援、日本語教室や文化交流などのコミュニケーション支援ももちろん大切であるが、それだけでなく、外国人が実際に参加し、行政に意見を言えるような場所を作ることや、行政が多文化共生について会議を通して議論をし、明確な大綱・指針やプランを立てることが外国人とのよりよい多文化共生環境を生み出し、ひいては犯罪率の抑止にもつながるといえるだろう。

多文化共生

日本において、少子高齢化による労働力の不足、グローバル化が進む中で製品の価格競争力を強化するために、安い労働力へのシフトや低人件費化といった外国人労働者の受入要因がある。日本とこうした諸外国との、経済的な供給・需要関係が今日の外国人の増加につながったと指摘

できよう。近年、出稼ぎとして来日した外国人の定住化傾向が強まっているといわれている。仕事や生活、教育など、何らかの事情によって滞在が長期化し、結果として定住するに至ったという側面が指摘できる。

外国人労働者等の定住化が進むにつれて、同時に集住化と家族化という現象が現れている。日本語によるコミュニケーションが十分にとれず、生活習慣や文化も違う異国の地で生活する上では、同胞同士で集まって生活することが、生活上あるいは就労上の利便性があり、集住していることが、さらに同胞を誘引するというサイクルが見られる。こうして地域に外国人労働者等が定住していくと、中には地域社会への適応意欲を欠くものや、地域の文化・生活ルールに馴染めないものが出てくる。そうした一部の者のためにも、現在外国人住民への支援を総合的に行うべきである。また、外国人の日本語学習や情報の多言語化の推進に加え、居住、教育、労働、医療、福祉、防災などさまざまな分野で外国人住民の生活環境を整備していく必要がある。多文化共生の地域づくりである。多文化共生は外国人支援を超える概念である。外国人住民を対象とした施策に偏ることなく、日本人住民への啓発などを行い、地域社会の意識改革を進める必要がある。また、外国人住民が地域社会の一員として、地域づくりに参加できる仕組みをつくることも重要である。

現在日本では外国人との多文化共生に対して国としての施策が市町村や都道府県での施策に比べて遅れている。しかし、市町村や都道府県ですることにはばらつきがあり、それにより犯罪率にも差が出ている。今後さらに外国人を受け入れるにあたり、他にも多くの外国人集住都市が生まれる可能性がある。次第に日本全体が外国人集住都市化すると、共生に伴う問題が多くの都市で発生するだろう。そのような集住都市において外国人との共生のための大綱・指針を制定するガイドラインを国が策定することが重要であると考えられる。

第4章 政策提言

第1節 分析① 単純労働者について

外国人労働者の受け入れにともなうベネフィットは大きく外国人労働者を受け入れることはプラス要因をもたらすということがわかる。今回の分析で見た都市における外国人労働者には多くの日系ブラジル人などの単純労働者が含まれており、彼らによりベネフィットが生まれたということが証明できた。現在政府は基本方針としては単純労働者を認めていないが、単純労働者のニーズは大きく、実際多くの単純労働者が存在しているため単純労働者の立場があいまいになっている。単純労働者の立場を明らかにしなければ、現在日本に滞在する単純労働者に対して十分な対策が行われない。これからさらに労働力不足に陥って製造業を中心に労働不足が予測されることから単純労働者に対するニーズはより大きくなることが予測される。さらに、分析の結果単純労働者を含む外国人労働者によって大きなベネフィットが日本にもたらされていることがわかった。よって現在単純労働者を受け入れているという事実を認め、今後単純労働者を正式に受け入れていくべきである。

第2節 分析② 多文化共生について

今後の外国人人口と外国人集住都市の増加により、外国人集住都市となった市町村は外国人との共生についての大綱や指針を定めることを義務化することを提案する。大綱・指針では将来のビジョンを明らかにすることが必要である。

参考文献・データ出典

《参考文献》

- ・多文化共生キーワード事典編集委員会編 「多文化共生キーワード事典」 明石書店 2006年
- ・井口泰著 「外国人労働者新時代」 ちくま新書 2005年
- ・依光正哲著 「日本の移民政策を考えるー人口減少社会の課題」 明石書店 2006年
- ・駒井著 「国際化のなかの移民政策の課題」 明石書店 2002年
- ・井田敦彦著 「少子高齢化と外国人労働者」

《データ出典》

- ・群馬県 大泉町役場ホームページ <http://www.town.oizumi.gunma.jp/>
- ・岐阜県 美濃加茂市役所ホームページ <http://www.city.minokamo.gifu.jp/top.cfm>
- ・岐阜県 大垣市役所ホームページ <http://www.city.ogaki.lg.jp/>
- ・三重県 鈴鹿市役所ホームページ <http://www.city.suzuka.mie.jp/gikai/>
- ・群馬県 伊勢崎市役所ホームページ <http://www.city.isesaki.lg.jp/>
- ・群馬県 太田市役所ホームページ <http://www.city.ota.gunma.jp/>
- ・三重県 四日市市役所ホームページ <http://www.city.yokkaichi.mie.jp/>
- ・愛知県 豊橋市役所ホームページ <http://www.city.toyohashi.aichi.jp/>
- ・静岡県 湖西市役所ホームページ <http://www.city.kosai.shizuoka.jp/index.html>
- ・愛知県 豊田市役所ホームページ <http://www.city.toyota.aichi.jp/>
- ・静岡県 浜松市役所ホームページ <http://www.city.hamamatsu.shizuoka.jp/>
- ・三重県 伊賀市役所ホームページ <http://www.city.iga.lg.jp/>
- ・岐阜県 可児市役所ホームページ <http://www.city.kani.gifu.jp/>
- ・長野県 飯田市役所ホームページ <http://www.city.iida.nagano.jp/>
- ・静岡県 磐田市役所ホームページ <http://www.city.iwata.shizuoka.jp/>
- ・入国管理局ホームページ <http://www.immi-moj.go.jp/>

- ・厚生労働省ホームページ <http://www.mhlw.go.jp/>
- ・経済産業省ホームページ <http://www.meti.go.jp/>
- ・総務省統計局ホームページ <http://www.stat.go.jp/>
- ・法務省ホームページ <http://www.moj.go.jp/>
- ・警察庁ホームページ <http://www.npa.go.jp/>
- ・H16 治安に関する世論調査 <http://www8.cao.go.jp/survey/h16/h16-chian/index.html>
- ・H18 治安に関する世論調査 <http://www8.cao.go.jp/survey/h18/h18-chian/index.html>
- ・犯罪率統計 国際比較 <http://ms-t.jp/Statistics/Data/Crimerate.html>
- ・国立社会保障・人口問題研究所 <http://www.ipss.go.jp/>